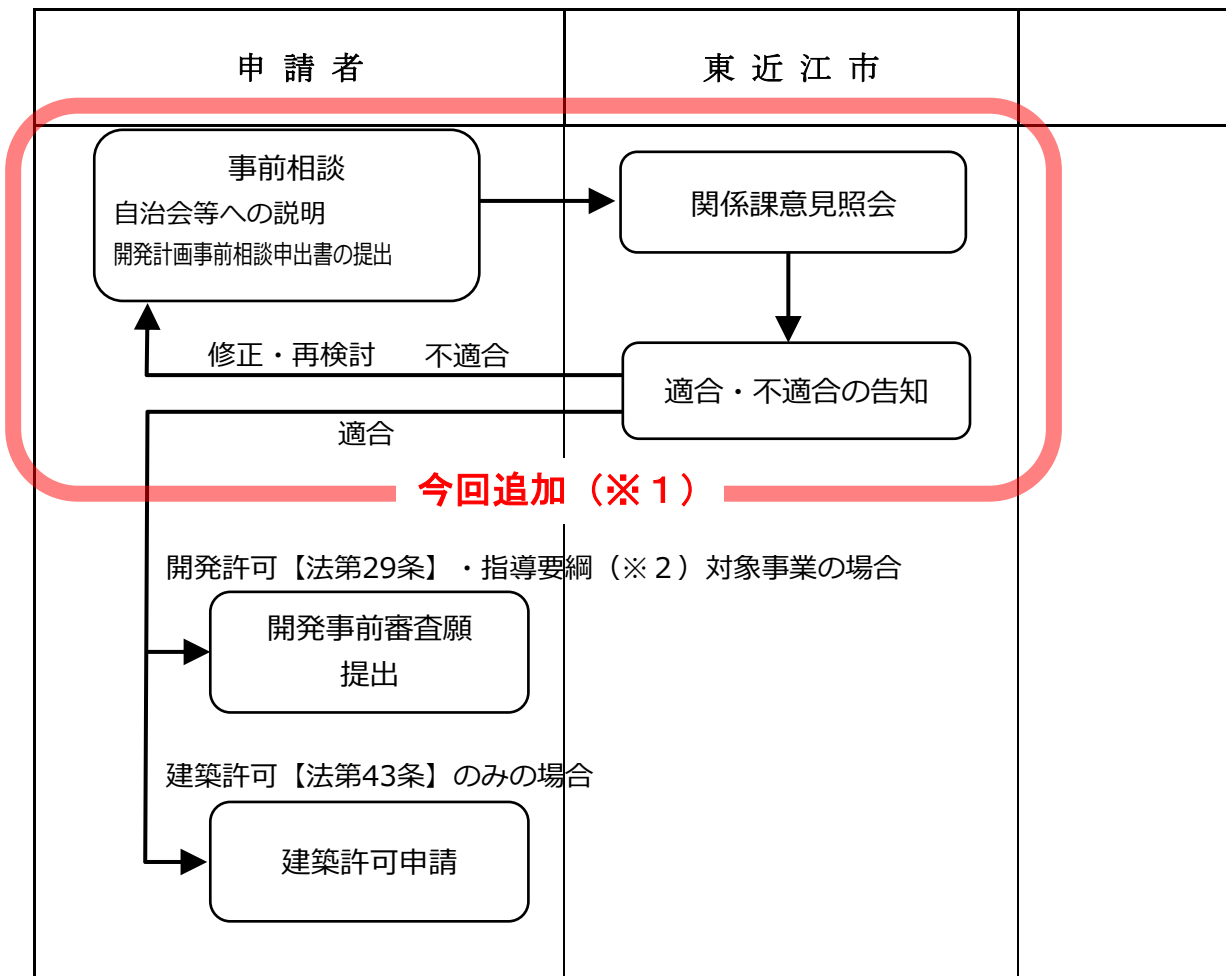


開発計画事前相談申出書の提出について

東近江市開発許可の基準等に関する条例（以下「市条例」という。）第6条第2号関係（第11号指定区域における自己用以外の住宅）及び市条例第8条第3号関係（第12号指定区域における自己用以外の住宅）の開発行為等をしようとする者は、設計を行う前に地元自治会等と開発行為等の計画に基づく事前相談を開始し、開発計画事前審査願を提出する前までに開発計画事前相談申出書を市長に提出し、開発行為等の計画の適合又は不適合の告知を受けること。

○ フローチャート



【 】内は、都市計画法の該当条項

※1 市条例第6条第2号及び第8条第3号の場合のみ適用

※2 指導要綱…東近江市開発行為等に関する指導要綱（平成24年東近江市告示第15号）

○ 地元自治会等への説明事項

- ・ 事業計画
 - ・ 開発等の目的、開発区域の位置、面積、工事施行予定期間
 - ・ 土地利用計画、雨水排水計画、給排水計画、新たに設置される公共施設
- ・ 既存集落の課題解決になる理由等

開発計画事前相談申出書

年 月 日

東近江市長 様

申出人
住所
氏名
電話番号

1 開発の目的		
2 開発区域の位置	東近江市	
3 開発区域の面積	m ² (実測面積・登記面積) ※どちらかに○	
4 地元説明会	説明日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
	説明場所	
	出席者	地域住民側 名 開発事業者側 名
		別紙1
	出席者の意見及び意見に対する措置内容	別紙2
5 地元自治会等の理解	得られている ・ 得られていない ※どちらかに○	

上記のとおりであることを確認する。

年 月 日

自治会長



※添付資料

- 1 説明資料
- 2 区域の位置が分かるもの (位置図 等)
- 3 土地の利用方法が分かるもの (土地利用計画図 等)
- 4 建物の内容、規模が分かるもの (建物平面図、立面図 等)

説明会経過要旨

(地域住民側) 質問・要望の内容	(開発申請者側) 説明・回答の内容